

広報 なかのしま

11月号 南蒲原郡中之島村役場



菊 薫



去る、十一月五日から六日間の日程により村公民館で第四回菊花展が開催されました。会場には懸崖、大菊など約四百点が出品され、来観者の目を楽ませてくれました。

人口のうごき

—11月1日現在—
()内は10月1日との比較

人口	11,402人 (-3)
男	5,570人 (+5)
女	5,832人 (-8)
世帯数	2,182 (-1)

今月の納税 軽自動車税11月期随時分 保育料11月分

編集と発行・中之島村役場企画課



会長の樋山栄子さん

村畜産共進会で 田口さんらが 優秀賞に……

第三回村畜産共進会が十月十四日、中条農協前で開かれました。今回の共進会は、牛の部門のみで和牛、ホルスタイン、乳用牛の三種に分けて、日頃の成果が競われました。四十五頭の出場牛は、いずれも本場の貫録を見せ、優秀つげがたいものばかりでした。審査の結果、和牛の部で田口



高いエサでまるまる太ったが値段はどうも……(共進会で)

正一さん(中条)ホルスタインの部で阿部幹之助さん(稲島)乳用牛の部で山崎一弥さん(西野)が、それぞれ優秀賞を獲得されました。とくに、二度目の受賞の田口さんの和牛は、体重が七百六十五キロもあり、当日の売買で八十万円にもう一息という立派なものでした。

赤十字奉仕団 中条西和会が誕生

の女性三十六名で結成されておられ、樋山栄子さんがその代表者です。奉仕活動をもっと活発に

樋山さんは、「現代社会では、奉仕の精神が薄らいでいるように思います。地域、社会をいままでもっと明るく、住みよいものにするために、奉仕活動をもっと活発にしていきたい……。」と話しておられました。

お知らせ

五回以上の献血者を表彰 献血者の表彰申請について

献血事業は昭和39年に発足してからちょうど10年を迎えました。この間、いろいろ困難な問題もありましたが、みなさんのご理解とご協力により献血量も年々伸展を遂げ、48年度においては、目標量に対して109.6%の採血を確保しました。

これを機会に、今年度から献血事業にご協力をいただいておりますなかから、5回以上献血(採血)にご協力くださった献血者を表彰します。該当者は11月30日までにづぎの様式により保健衛生課へ申請してください。

申請様式

中之島村長 斎藤恭三殿

申請者住所 氏名

献血者表彰内申について 標記のことに付いて、下記のとおり内申します。

記

献血回数 回

(注)献血手帳を添付してください。送付を受けた献血手帳は確認の上お返しいたします。

不用犬は 停電のお知らせ

不用犬は、毎月第一、第三水曜日の午前九時までに役場へ持参ください。

十一月二十六日(水) 中之島第四・五・六の一部 第七・真弓・野口

十一月二十七日(木) 中之島第一・杉之森・高畑 横山・大保・品ノ木

十一月二十九日(土) 坪根・池之島

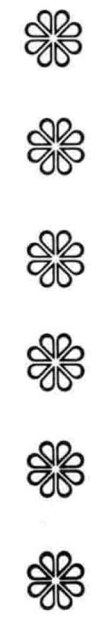
いずれも時間は 午前九時～午後三時まで

昭和50年度…… 保育所入所申請始まる

来年度の保育所入所申請書の受付を下記の要領で行います。幼児の入所を希望される保護者の方々は、期間内に申請手続きをおとりください。

- 一、入所対象児童
- 二、昭和五十年小学生入学前の乳幼児
- 三、昭和四十九年十二月一日から二十日まで
- 四、入所申請書の受付期間
- 五、入所申請書の受付場所
- 六、入所申請用紙

村内の各保育所に用意してあります。 ※入所決定通知は、入所申請書にもとづき各家庭の状況調査等を行い、選考委員会の審査を経て決定し、昭和五十年三月中旬頃までに各保護者に通知します。





喜びの小柳さん(69)

小柳三郎次さん 知事ほう賞を受賞

県政、地方自治、社会福祉、産業振興などに功労のあった人を表彰する四十八年度の知事表彰者に小柳三郎次さん(中条新田第一)が、一般功労者、土地改良部門で選ばれ、去る十一月

三日県庁で表彰されました。小柳さんは、昭和十七年に信条耕地整理評議員として務められ、以来、信条土地改良区理事を二十二年、中之島村土地改良区理事長を九年務められ、農業基盤整備と農業経営合理化を目指し、土地改良事業に尽力されました。

また、この間に、村議会議員、村助役を歴任され、昭和二十四年には中之島村長に就任。村政発展に多大な功績を残されました。今回の受賞は、これらの功績をたたえるものです。

ご苦労さま…消防団員

緊急にそなえ 秋季非常招集訓練

村消防団は、去る十月二十七日中之島小グランドで、秋季非常招集訓練を実施しました。また、これと併せて今年度の退団者と永年勤続者に対して表彰式を行いました。



永年功績表彰をうける団員

この非常招集訓練は、毎年、春と秋二回にかけて実施するもので、緊急時における出動体制と操法訓練などを主体として実施しています。

では、役場前の西小川江附近で火災が発生し延焼中という想定で実施し、実践さながらの機敏な動作で放水訓練を行いました。また、通常点検、ポンプ操法訓練などは、あいにくと雨のため中之島小屋内体育館において実施しました。

このあと、村長から退団者と永年功績のあった団員に対して表彰状が授与され、なごやかなうちに式が終了しました。

永年功績表彰者(敬称略)
信条分団長 入沢達吉外八九名
永年勤続退団者
本部団長 大竹良多外九六名

して利用して行く場所と、将来他の目的にも利用できる場所とに区分されており、前段の農用地に指定された場所では農地の潰廃を行う場合には、その許可があった後でなければなりません。また、この場合つぎの要件をみたさなければなりません。

- (1) 農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がないものであること。
- (2) 可能な限り農用地区域の周辺の土地等変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微であること。
- (3) 変更後の農用地区域の集団性が保たれるものであること。
- (4) 変更後、土地利用の混在が生じないものであること。
- (5) 国の直轄または補助による土地改良事業、農用地開発事業、農業構造改善事業等によって土地基盤整備事業を実施中の地区内の土地(災害復旧事業および農用地防災事業に係る土地を除く)を農用地区域から除外するものでないこと。(土地基盤整備



新築が目立つ中之島地区

事業完了後、翌年から八年経過していること) (6) 農用地区域から除外することについては、関係農家組合および土地改良区の同意が得られるものであること。

●農地転用許可との関係
農地の転用手続きは、農用地区域の除外申請の許可があつたのちとなりますのでご留意ください。

●申請から許可まで
二、五カ月
農用地区域除外申請をされたから二、五カ月位を要しないと許可ができませんので、現在、計画されている方は早めに手続きをしてください。

項目	市街化区域が指定された場所	市街化調整区域と農振区域が指定された場所		農振区域のみ指定された場所	
		農用地区域が指定された場所	農用地区域外の指定された場所	農用地区域が指定された場所	農用地区域外の指定された場所
開発許可	○	○	○		
建築許可	○	○	○		
建築確認申請	○	○	○		
建築届出書				○	○
農用地区域適用除外申請		○	○		
農地転用許可		○	○		○
農地転届出書	○				

(注) 市街化区域内の開発許可については、1000㎡を超える場所のみ。



完成を急ぐ見附バイパス

長陵北越生コン(株)プラントより

住みよき都市化 豊かな農業基盤 をみんなの手で

本村にも北陸自動車道、上越新幹線などの新設によって首都圏との距離は短縮され、今後いよいよ都市化現象の波がおしよせ、各地で優良農地が虫喰い状態で潰廃されていくことが予測されます。

そこで、これらの無秩序な開発を規制し、環境のよい「住みよき都市化」と「豊かな農業基盤」をつくるため、現在二つの規制法(都市計画法、農振法)が本村にも適用されています。

しかし、これらの規制内容と手続きについて、まだ十分認識されていない方も多いと思いますのでその概要について説明します。

市街化区域法での規制

住みよき都市化と環境のよい街づくりを推進するため、都市計画区域内では、建物を建築する目的により土地の埋め立て(開発行為という)を行う場合と、更に、埋め立てせずに建物を建築する場合はいずれも許可が必要です。

市街化区域内では……

- 一、一〇〇〇平方メートル(約一反歩)以上の埋め立てを行うとき。但し、公共用の建物を建築するために埋め立てをする場合は必要ありません。また、資材置場などに使用する場合も必要ありません。
- 二、市街化調整区域に限り埋め立てしないで(開発許可を受けた土地以外の土地)建物を建築する場合は、建築許可が必要となります。また、現在すでにある建物を他の用途の建物に変更する場合も用途の

市街化調整区域内では……

- 一、一〇平方メートル(約三坪)以上の開発を行うとき。但し、農業用の建物と公共用の建物を建築する目的で土地を埋め立てする場合には許可は必要ありません。
- 二、市街化調整区域に限り埋め立てしないで(開発許可を受けた土地以外の土地)建物を建築する場合は、建築許可が必要となります。また、現在すでにある建物を他の用途の建物に変更する場合も用途の

変更許可が必要となります。

建築確認と転用との関係

農地の転用……市街化区域内については届出制となりますが、市街化調整区域については従来どおり許可制となっています。従って、転用手続きについては埋め立て(開発許可)許可申請と同時に申請となります。どちらか一方の手続きが遅れると許可の時期も遅れますので注意してください。

建築確認申請……都市計画区域については、一〇平方メートル以上はすべて建築確認を必要としますが、開発許可または建築許可の必要なものについては、この許可があつた後その許可書を添付して確認申請をしないと建物の建築はできません。

農振法での規制

農振地域については、長期的な観点から土地利用を計画的に行い、農業の振興と整備改善を図る目的で農業振興整備計画がたてられています。本村の場合市街化区域を除く全域がこの指定を受けています。しかし、農振地域が指定された中でも、農用地として長期的に農用地と



ゴールでせり合った中之島中OBと信条青年チーム

- 総合一位
北中OB
一時間三十分五十四秒
- 中学生
一位 中之島中A
二位 中之島北中A
三位 中之島中B
青年会
一位 中条青年会
二位 中野青年会
三位 信条青年会

公民館だより

第22回村内一周駅伝大会

樋山くんほか六名が区間新記録

第二十二回を迎えた村内一周駅伝競争大会が、文化の日(十一月三日)に行われました。当日、明けがたまで降っていた雨もからりとあがり、コンディションは上々。

コースは、近藤鉄工(榎前)→中通小→末宝神社→中条農協→信条小→三沼公民分館前→西所公民分館前→中之島村役場の七区間で、全長二十六、六キロのコース。

出場チームは、中学生が四チーム、青年会四チーム、一般七チームの計十五チーム、百五選手によって競われました。各選手とも日頃の練習成果を十分に発揮し、また、沿道の声援に激励されて、好記録が続出しました。

第三区間を走った樋山準一くん(中条青年会)は、前回の区間記録を二分以上も短縮するという新記録を樹立しました。



豊かな老後は自らの手で 国民年金の附加年金に入りましょう

国民年金の附加年金制度は、ふつうの保険料に一定の保険料(附加保険料)をうわのせして納め、それだけ高額の年金(老齢、通算老齢)をうけるしくみです。

保険料は……一か月四百円(ふつうの保険料と同時に納めることになっていきますので、合計千三百円を納めることとなります。)

うけるとときは……保険料を納めた月一か月につき二百円の割合で計算され、老齢年金または通算老齢年金をうける場合に合せて支給されます。また、死亡一時金の場合にも加算されます。

先月号で国民年金について説



定期検診を受け、病気は初期のうちにおしましう

先月号でお知らせしたように、医療費が十月一日から十六%引上げになりました。二月に十七・五%引上げられていますから、通算で三十六・三%の大幅な引上げとなったわけです。

毎年ふえつづける医療費は、おとしよりの医療費無料化ともあいまって、増加の傾向は一段とスピードを早め、国民健康保険財政に深刻な影響をあたえておられます。

被保険者の方々も、このような事情をご理解の上、国保財政を破局から救うため、医療費の問題に深い関心をお寄せいただき、必要以上の乱診、乱療のないうちに留意して、医療費の節約にご協力ください。

医療費節約に協力を

医療費年間で三十六・三%の引き上げ

●値上げのおもな内容

	甲 (おもに国公立の大病院)		乙 (おもに開業医と私立病院)	
	旧料金	新料金	旧料金	新料金
再診料	320円	470円	150円 (内料280円)	300円 (内料300円)
往診料(2kmまで)	370円	1,500円	370円	1,500円
処方せん料	100円	500円	100円	500円
検査料	4割引き上げ	4割引き上げ	4割引き上げ	4割引き上げ
手術料	4割引き上げ	4割引き上げ	4割引き上げ	4割引き上げ
処置料	1部分引き上げ	1部分引き上げ	1部分引き上げ	1部分引き上げ
入院	630円	800円	630円	800円
看護料	460円	670円	460円	670円
給食料	1,400円	2,280円	1,400円	2,280円
給薬料	750円	950円	750円	950円
医学管理料	720円	940円	550円	810円
	610円	790円		660円

医療費引き上げのうちわけ

○再診料
大病院の再診料は三百二十円が四百七十円に、開業医の場合が五百五十円(今年二月まで五十円)が三百円に引き上げられました。

とくに、内科医の再診料は二百八十円から四百三十円に。これは他の科にくらべて、患者の一人当りの診察時間が長いためにとられた措置です。

○往診料は約四倍に
往診料はいままで約四倍の

医療費引き上げのうちわけ

内容	改正前	改正後
入院料	21,300円	27,890円
手術料	12,900円	18,000円
麻酔料	2,230円	3,130円
注射料 (生体物質34) (大量注射1回26) (輸液)	1,130円	1,130円
検査料 (白血球数)	110円	150円
投薬料 (生体物質1) (日分)	1,120円	1,120円
計 (値上り率)	38,790円	51,420円 (33%)

飲酒運転者の氏名を公表

▽▽▽▽飲酒運転追放
一〇〇日運動を実施△△△△

期間 昭和四十九年十一月十一日(月)から
昭和五十年二月十八日(火)まで

飲酒運転は、交通三悪のうちでも最も悪質な行為です。残念なことに、県内では酒のみ運転があとをたたく、毎日のように大きな事故の原因になっています。とくに、十月末現在では、死亡事故原因のトップを占め、全国一の酒飲み県という不名誉な記録となっています。

例年秋から年末、年始にかけて飲酒する機会が多くなることから、県では、飲酒運転追放一〇〇日運動を実施します。

この運動は、飲酒運転が依然としてあとをたたない実情から、取締りを強化するとともに、期間中に検挙された飲酒運転者の氏名を家庭、職場管理者などに通報し、住民の飲酒運転追放の正しい社会慣習を確立するものです。

酒を飲んだら 運転しない
運転者には 酒をすすめない
運転するときは 酒をすすめない

また、この運動と並行して、冬の交通事故防止運動が実施されます。

○歩行者事故の防止
○スリップ事故の防止
○踏切事故の防止
にご協力下さい。



河内幸一郎氏の著書
「ゆとりある生活を送るために」
講演会

十二月一日(日)
午後一時から四時まで
村公民館(二階大広間)
主催 中之島村農業青年サークル

私たちが、肉体的、精神的にもっと「ゆとりある生活」を送るためには、どのようなしたらよいか。

河内氏の講演は、このことについてユニークにまたわかりやすく教えてくれます。また、農青サークルが八月に全村一〇〇名を対象に行った「ゆとりある生活」に関するアンケート結果の発表会も行います。初冬の午後のひとときを、
「ゆとりについて」
お過ごしください。

○河内氏の著書
「嫁よこせ村長様」は有名です。